日本プサルタリー連盟　会則

第１章　総　　則

第１条　（名称）
　本会は、「日本プサルタリー連盟」と称する。

第2条　　（本部）
　本会は、本部を茨城県取手市に置く。

第3条　　（目的）
　本会は、プサルタリー・プサルタリー演奏・プサルタリー音楽に関する研究、発表、情報交換ならびに会員相互間および関連音楽諸団体との連絡提携、研鑽の場となり、プサルタリー音楽の進歩普及を図ることを目的とする。

第4条　　（活動）
　本会は、上記の目的を達成するため次の活動を行う。
①　プサルタリーに関係する演奏会・フェスティバルの開催
②　プサルタリーの演奏技術向上のためのグレード認定試験の実施
③　プサルタリーの演奏等に関する指導者を育成するための活動
④　プサルタリーの普及を推進するための活動
⑤　その他本会の目的を達成するために必要または有益な活動

第２章　会　　員

第５条　（会員資格）
　本会の会員は、第３条記載の目的に賛同し、かつ下記のいずれかに該当する者であることを要する。

記

①　プサルタリー・プサルタリー音楽の愛好者
②　プサルタリーの演奏者・指導者として現に活動する者

第６条　（入退会手続等）
1. 本会の会員となるには、会長に対して入会申込書を提出し、会長から、前条記載の資格要件を満たしていることの認定を受け、入会の承認を得なければならない。
2. 本会から退会・休会するには、会長に充てて退会届・休会届を提出するものとする。
3. 会員が、次の各号の一つに該当するときは、理事会の決議により、除名することができる。その場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。
    ①　本会の会則に違反したとき
    ②　本会の名誉・信用を傷つけ、または、本会の目的に反する行為があったとき
    ③　その他著しい不行跡

第３章　役　　員

第７条　（役員）

本会に次の役員を置く。

①	会長	１名
②	副会長	１名
③	理事	２名以上１５名以内
④	監事	１名以上３名以内
⑤	事務局長	１名

第８条　（職務）

① 会長は、本会を代表し、本会の業務全般を掌理・統括する。

② 副会長は、会長を補佐し、会長に支障が生じた場合に会長の職務を代行する。

③ 理事は、理事会の構成員となり、本会則の定めおよび理事会の決議に基づき業務を執行する。

④ 監事は、本会の経理・財務を監査し、総会に報告する。監事は本会における他の役員を兼ねることができない。

⑤ 事務局長は、会計事務を総括し、その他本会における事務全般を遂行する。

第９条　（役員の選任手続等）

① 理事および監事は、総会において選任する。

② 会長、副会長および事務局長は、理事会において、理事の中から選任する。

③ 役員の任期は、それぞれ２年間とする。ただし再任を妨げない。

第 10 条　（解任等）

1. 役員（ただし監事は除く）が次の各号に該当する場合、理事会の決議をもって解任することが出来る。解任の決議は、出席者の 3 分の 2 以上の賛成を要するものとする。
   ① 心身の故障により職務遂行に耐えられないと認められるとき
   ② 本会の会則に違反し、又は職務上の義務違反があったとき
   ③ その他著しい不行跡があったとき
2. 監事を解任するには総会の決議を要するものとし、出席者の 3 分の 2 以上の賛成を要するものとする。なお、監事は、解任の議案につき総会において意見を述べることができる。

第４章　機　　関

第１１条　（総会）

1. 総会は、会員全員をもって構成し、毎年一回、会計年度終了後原則として３か月以内に開催する。
2. 総会の決議事項は次のとおりとする。
   ① 事業報告および決算の承認
   ② 本会則に基づく役員の選任
   ③ 理事会が総会に付すべき事項として決議した事項

④　本会の会則の改正
⑤　その他本会にとって重要な事項

3. 総会は会員の３分の１以上の出席（委任状を含む）をもって成立し、出席会員の過半数の賛成をもって可決とする。なお、可否同数のときは議長が決するものとする。

第１２条　（総会の召集手続等）
1. 総会の召集は会長が行う。
2. 総会の召集通知は、日時・場所・議案の要旨を記載し、開催日の一ヶ月前までに書面（ファクシミリを含む。なお、会員の希望により電子メールによることもできる。）を発して行う。
3. 総会の議長は、会長または会長が指名する役員が務める。

第１３条　（理事会）
1. 理事会は、理事（会長および副会長を含む）をもって構成し、必要に応じて開催する。
2. 理事会の構成員以外の者も、会長の許可を得て或いは要請に応じて、理事会に出席し意見を述べることができる。監事は、必要に応じ、自ら理事会に出席し意見を述べることができる。
3. 理事会は、次の事項を決議する。
   ①　事業計画および収支予算の決議
   ②　事業報告および決算案の承認
   ③　この会則に定める役員の選任、解任、会員の除名
   ④　本会の適切な運営のための各種規定・規則・細則の制定
   ⑤　支部の設置等に関する事項
   ⑥　その他この会則に定める事項および本会の運営に必要な事項
4. 理事会は、構成員の２分の１以上の出席をもって成立し、この規約に特別の定めがない限り、出席者の過半数の賛成をもって可決とする。可否同数のときは、議長が決するものとする。

第１４条　（理事会の召集手続等）
1. 理事会の召集は会長が行う。
2. 理事会の召集通知は、開催日の一週間前までに発するものとし、通知の方法は、適宜の方法をもって行うものとする。
3. 理事会の議長は、会長または会長が指名する役員（ただし監事は除く）が務める。
4. 会長が欠員となった場合、または心身の故障その他やむを得ない事由により職務遂行に支障を生じた場合、他の役員は、自ら理事会を招集することができる。

第５章　会　　計

第１５条　（会計年度）
本会の会計年度は、毎年４月１日から始まり翌年３月３１日に終わる。

第１６条　（財産）
本会の運営は次の収入によるものとする。
① 会員からの会費
② 寄付金
③ 第４条記載の本会の活動に伴う収入

第１７条　（会費）
1. 会員は、会費として年間金千二百円（¥1200）を負担するものとする。
2. 会員は、前項記載の会費を、当年度分として毎年４月末日までに、本会が指定する口座に振り込んで支払うものとする。または、来所し直接納めることができる。
3. 会員が退会し、あるいは除名された場合においても、支払済みの会費は返還しないものとする。

第１８条　（会計の管理）
1. 本会の財務・経理ないし収支の管理は、事務局長においておこなう。ただし、事務局長が、会計事務を他の者に担当させることは妨げない。
2. 事務局長は、会計年度終了後、決算について監事に報告し、監事の監査を受けなければならない。

第７章　解散手続

第１９条　（解散手続）
本会を解散するには、理事会において出席者の３分の２以上の賛成による決議を経た上、総会の承認を得ることを要する。

第２０条　（清算業務）
本会が解散したとき、清算に関する業務は会長がおこなう。なお、会長は、役員の中から、清算業務を補佐すべき者を指名することができる。

第８章　会則の変更

第２１条　（会則変更手続）
この会則を改正・変更するには、理事会の承認決議を経た上、総会の承認を得ることを要する。

附則・経過措置等

1. 本会則は、平成１９年４月２９日、会員全員が出席した総会において全会一致により改正・成立した。本会則は成立と同時に直ちに発効するものとする。
２． 本会則発効に当たっての本会の会員および役員等は下記のとおりとし、本会則の定めに従って認定・承認ないし選任等されたものとみなす。なお、下記の者についての会費等支払義務は平成２０年度から発生するものとする。
３． 第２条　（本部）の移設が 2023 年 5 月 14 日理事会により（東京都内→茨城県取手市）承認される。2023 年 6 月 1 日より発行される。

記

2023 年 5 月現在

加　藤　　誠（会長）		遠藤　玲子	鈴木かず子	上岡　庸子	森近照美
川村しのぶ（副会長）		安達　京子	佐藤美代子	能勢留里子	小和田幸子
安藤三七子（事務局長）		三俣　千穂	川村政文	藤田　文代	鈴木惠子
能　勢　希（理事）		大林　紀子	福田玲子	麻植　早苗	手嶋幸子
堀川　浩義（理事）		加藤　正紘		五月女真琴	一柳順子
堀川　宣光（理事）		橋本　眞理子		五月女真巳	大足都志子
對中　淳一（理事）		長塚　悦子	佐久間節子	菊池多位子	梶　和子
種崎　莉子（理事）		伊藤　節子	久本利都子	菅野美代子	
佐藤知津子（理事）		島田　順子	菊井千恵子		
中谷　貞夫		土井　陽子		稲葉　エイ	
平野和良		渡部　京子	小澤　倫弘	曽根原さち	
長谷川亮一		新島　和子			
		大西　保子			